

神戸市教職員組合 養護教員部との交渉議事録

1. 日 時：令和5年12月8日（金）17：25～18：00
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：
 - （市）学校教育課長、学校教育課指導主事、健康教育課課長（学校保健担当）、健康教育課学校保健係長、教職員課長、教職員課係長（労務制度担当）、他1名
 - （組合）副執行委員長、書記長、他4名
4. 議 題：2024年度 教育環境整備・労働条件改善に関する要求書の提出について
5. 発言内容：

（組） 要求文6番「救護員の活用」について発言します。

昨年度の交渉において確認された「宿泊行事への参加について、年度当初に管理職との意向確認をする」について、本年度の実情状況を養護教員部のアンケートにて本年度実情を調査しました。意向を確認された30%でした。確認できた30%を少ないととらえず、来年度には半数以上、そして意向確認が当たり前のように行われるようになるよう、校長会資料他、文書に明記し口頭で説明するなどの「工夫した周知」を行っていただきたい。そして管理職と養護教員が互いに声をかけ合い、確認が行われるような環境づくりをお願いしたいと思います。それに向けて養護教員もとりくんでいきます。

救護員の利用は、小学校の修学旅行について、同行または学校待機のどちらかで120校以上が利用しており、学校運営上、活用することが望まれ、利用が定着しつつあります。それに比べ、中学校では利用が非常に少ない状況です。養護教員の要望が多数あるにもかかわらず、中学校現場における救護員の認知度の低さや、学校待機には需要が少ないなど、救護員を利用するまでには至っていない現状があります。

各校種に共通して、年度当初に意向確認を行い、1週間以内の連続した引率がある、3歳以上の子の子育てや介護、自身の体調、また学校の実情で保健室を利用できる状態が望まれる場合など、事情を抱えた養護教員が気兼ねすることなく救護員の活用を選択できるようになれば、養護教員の体力的・精神的な負担が軽減し、養護教員や学校全体としての働き方改革につながると考えます。

管理職だけではなく、一般教員にも救護員制度を周知することで、理解や利用が進むと考えます。そのための周知方法として提案いたします。

一つに、「修学旅行の通知について」や、宿泊行事に関する通知文書などで①一週間以内の連続した引率にならないよう、他学年の宿泊の日程を把握、調整すること②宿泊行事において、必要に応じて救護員を利用するなどという文言を明記していただきたい。以上、提案と合わせてよろしく願いいたします。

（市） 養護教諭の皆様方におかれましては、平素より学校・児童の安全安心のためにご尽力いただきましてありがとうございます。今年度は、新型コロナウイルスも5類に移行し、やっと通常の学校生活・日常生活が戻ってきたような気もしますが、このコロナ

を経験して、学校生活において色々な見つけなおしがあったと思います。この3年間でマイナスだけとして捉えず、事務局と学校現場が一体となって神戸の子ども達の学びや成長をサポートしていきたいと思っています。

さて、本日ご説明いただいた要求ですが、意向を確認されたのが3割というのは少し残念な数字かと思います。毎年度、同じお話をさせていただいていますが、管理職と養護教諭の皆さんのコミュニケーションというところが非常に重要であると思います。

教育長が令和の時代における「学校の業務と活動」の中でよくいわれることですが、一種の運動のようなものだと思うということです。この件も引き続き周知し続けることが大事かと思います。校長会での繰り返しの周知、啓発ということを少なくとも来年の2月に一度、校長先生の入れ替わりもありますので、4月にもう一度ということで周知をしていきたいと思っています。来年度は、確認できた割合が半数以上に増えていることを期待したいと思っています。

また、ご提案いただきました2点の件についてですが、周知の方法といたしましては、校外学習・修学旅行の手引きへの記載、担当者に対する説明動画の中でも必ず触れるようにしたいと考えています。

1週間以内に連続して引率というのは働き方改革の点でもあってはいけないうことだと考えます。先生方の健康が子供たちの健康につながると考えておりますので、企画された先生方にもご事情はあるのかもしれませんが、これも企画時期を調整するコミュニケーションという点で解決できる点ではないかというのが率直な思いです。

いずれにしても、子どもたちが笑顔で宿泊行事を過ごせるためには、先生方が健康な状態で引率されることが必須だと思いますので、今後も情報交換をしながら、事務局と現場が一体となって、改善につとめていきたいと思っています。

(組) 様々な場面における周知の方法についてご回答いただき、ありがとうございます。

本年度11日間に、3学年の宿泊行事が集中し、1年と2年の間はたった1日しかなかったという学校がありました。連続した宿泊が続くと、養護教員自身の疲労が蓄積し、万全の状態では引率できません。

養護教員に過度な負担がかからない適正な勤務、子どもの安心と安全な宿泊引率のため、重ねて救護員制度の効果的な利用に向けて、どうぞ、お願いいたします。

(組) 毎年、要求していることで、経年変化ができていますので、今後とも引き続き、具体的な周知と比例して運動につながっているというお話もありましたので、よりよい制度となっていくものと考えますので、事務局と養護教員部のボトムアップも含めて一体となって取り組んでいけるよう、よろしく願いいたします。

(組) 続きまして、健康教育課に対する発言に移らせていただきます。

(組) 要求文3番「検診器具の業者委託」について発言します。

昨年度の対市交渉において、「児童生徒数850、または800以下の養護教員単数配置の学校に、検診器具の業者委託をつける」という神戸教組の提案について、2023年度、小学校2校に担当していただいたこと、大変感謝しています。当該校か

らは、検診器具にかかる時間を、子どもへの対応や検診準備に時間を使うことができたと、喜びの声を聞いています。来年、2024年度も同様に、「追加配当」の検討と実施をしていただくよう、お願いします。また子どもの人数の減少に伴い、全市的に大規模校が減っています。学校規模縮小の実情に合わせて、1,100人以上の基準の「引き下げ」を合わせて検討してください。

子どもの数の減少により、今年度から業者委託が外れた学校の状況をお話しします。毎日50人前後の子どもの来室、子どもたちが不安定な1学期に数多くの健康診断をおこなう、また、日常的な病院受診や保護者対応など、目まぐるしく保健室業務をこなす中、検診器具の滅菌業務が勤務時間外に及ぶこともありました。基準を切ったとはいえ、多くの子どもを抱える規模の学校において、滅菌器具の滅菌業務が、保健室の業務過多になっていることは明らかです。

一向に止まない感染症への対応に時間を割いている現状もあります。年中流行しているインフルエンザを考えると、今後も様々な感染症と共存していかなければいけない状況に、保健室業務は増え、養護教員が感染源に触れる危険も常に生まれます。

アンケート調査の結果は、「業者委託を希望する」と全員が回答しました。

業者委託の希望の声は、4点あります。

1. 生み出された時間を子どもたちのため、また検診の事務処理の時間に充てることができる
2. 安心安全な器具を準備できる
3. 感染源となる汚染物を扱うことへの不安の軽減や、二次感染の危険回避
4. 勤務時間に業務を終えるため

養護教員の働き方に、大きな意義のある重要な意見だと思います。今あるオートクレーブの老朽化により、動作の不具合や故障など、今後必ず出てきます。新たに買い替えるのではなく、他の自治体の動向や次世代の養護教員の働き方として、業者委託にシフトしていくことを強く提案します。

(市) 養護教員の皆様方におかれましては、日頃から学校保健に携わる業務にご尽力いただき、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきたかと思えば、皆様ご承知のとおり、インフルエンザが流行しており、その他の感染症等への対応についても、いろいろなところで、子供たちのためにご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

それではまず、健診器具の業者委託についてお答えさせていただきます。

養護教員の業務改善に鑑み、オートクレーブの配置の方を進めてまいりました。これに関しましては、全校実施ができて、それに伴って先生方から軽減されたというお声も聞いております。ただ、経年劣化により、不具合が起きているという声も聞いております。それらの事象に関しましては、できる限りの対応をさせていただきたいと思います。養護教員研究会を通じて、不具合等あったら健康教育課にお知らせくださいとお伝えをしております。今後もそのような対応で、不具合が起きましたら、対応していきたいと思います。その点について、先ほどお話がありましたよ

うに、今年度限られた予算のなかではありましたが、昨年の皆様方の要求も踏まえまして、児童生徒数の推移や養護教員の配置人数を鑑みて、基準を満たしていない学校においては、今年度ご承知のとおり2校対応を行うことができました。なんとか来年度も実施できるように検討していきたいと思います。限られた予算ではありますが、やはり日々の養護教員の皆様方の業務はたくさんありますので、その中で検診にかかる業務等は、業務が軽減されるよう引き続き検討していきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(組) 政令指定都市の他の自治体では、全てまたは一部の検診科目の業者委託が実現しています。検診科目に限定した配当、また就学时検診時の健康診断ごとの配当など、将来的な「全校実施」を目指して、今後検討をお願いします。

(市) 「全校実施」につきましては、やはり限られた予算のなかで実施することはなかなか難しいとは思いますが、先ほども申し上げたようにまず、養護教員の先生方の業務の軽減が少しでも図られるよう、引き続き検討してまいります。

(組) 要求文4番「学校内でのフッ化物応用」について発言します。

2023年度もフッ化物応用のモデル校4校にて、シルバー人材センターからの派遣人材により、洗口と塗布が安全に実施されていると伺っています。そして5年間かけて、調査・検証するとなっていますが、効果の検証はどのようにされるのでしょうか。検証方法とその結果についての公開を求めます。

現在の教育現場の人員不足の現状を通してこの事業を考えたとき、予算の出どころは違っても、膨大な予算をフッ化物応用の事業に割り、さらにシルバー人材をこの事業に充てていることは、現場の理解は得られません。本年度のアンケートでも、すべての回答者において、学校現場におけるフッ化物応用は必要がないと答えています。私たちの要求として毎年確認していること、①教員をフッ化物応用の事業に携わらせないこと②学校現場で薬を用いた健康教育はしないこと、以上2点を強く確認、継続して要望いたします。むし歯は集団感染する感染症ではありません。フッ化物応用をむし歯の予防措置として、一斉に行う緊急性や必要性もありません。健康格差の是正、1人で複数本のむし歯を保有するハイリスク児への対応には、課題はあります。そのために、学校で集団を対象に行うのではなく、保護者の下で安全に継続的・効果的に行う方法を検討すべきだと考えます。例えば、①むし歯の多いハイリスク児には無料受診券を配布して、歯科医院の治療とフッ化物応用を実施する②希望する家庭には洗口液を配布して、保護者のもと家庭で実施する③各区の保健所ごとに、無料による塗布や洗口、ブラッシング指導などを実施する、以上、学校現場以外で行うことの提案をさせていただきます。毎年の確認事項2点と合わせてお願いします。

(市) まずご承知いただいていますように、これまで教育委員会としましても、外部人材を活用すること等によりまして、まず教職員の負担軽減を図りながらフッ化物洗口やフッ化物塗布のモデル実施をすすめてまいりました。これについては今後も変わらないと思います。同時に、健康局等との話し合いによると健康局の方も同じ考えで事業を進めております。コロナの関係で昨年度から本格的にはじまったところす

が、これまでの実施状況を踏まえまして、教職員は携わらせないことを大前提として、今後、どのようにしたら効果的に展開できるかを、健康局をはじめとする関係機関と連携しながら検討していきたいと考えております。また、情報の公開等につきましても、今後検討・共有をしていきながら考えていきたいと思っております。

- (組) 神戸市学校保健統計(速報値)からわかるように、ここ10年間のう歯被患率は、5割から3割に減少しています。最近では口腔内の衛生に関心が高まっており、歯科検診を行っていても、子どものむし歯が減っているのを年々実感しています。

こう歯と口の健康づくりプラン第二次において「5年間で調査、検討する」とされています。効果がでなければ実施を見送ることも含め、下記の3点を提案いたします。①5年間実施して効果がなければ中止する②5年間は洗口2校、塗布2校、合わせて4校のみのモデル校実施にとどめる③希望者が7割以下なら実施しない、モデル校5年間の効果検証後、どのような方向性を描いていくのか、神戸市健康局と検討をよろしく願いいたします。

- (市) ただいまいだいたご意見も含めまして、健康局を含めた関係部局と検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- (組) 要求文5番「帯同看護師」について発言させていただきます。

帯同看護師については、養護教員部アンケート回答者の13%の学校が不足分の申請をして、追加配当をいただきました。一方で30%近い学校では、校医の先生のご厚意により無償で帯同していただいたり、校内で対応したりするなど、配当が不足の状態のままやりくりをして検診を実施しているという現状があります。

この現状をできるだけ解消できるように、配当が足りていない学校への「弾力的運用」をお願いします。児童生徒数300人未満の学校においても当てはまります。追加配当を受けることができないと思っている養護教員も多いので、希望があれば追加配当について相談ができることを、「学校医帯同看護師等に対する手当の支給について」の案内文に明記してください。

次に、これはぜひ実現して欲しい提案です。現在、帯同看護師制度は歯科と耳鼻科の選択が可能です。これに内科を加えていただきたいです。理由は、本年度から内科健診は上半身着衣で受けることが原則となり、聴診時に子どもに寄り添って衣服のまくりあげる介助が必要となっています。介助者として、看護師が対応することが子どもや保護者にとっても安心であると考えます。学校現場において、適切な介助者として女性教員を配置することは、人員不足の状況からも非常に困難です。この対応に、帯同看護師制度が使えるようになれば、学校の実情に応じてスムーズで安心できる検診が行われることは間違いありません。どうぞ、検討をお願いします。

- (市) 円滑な健康診断を実施するにあたって、「帯同看護師」は非常に重要な制度であると健康教育課としても認識しております。今年度の追加配当につきましては、ご相談いただいた学校にはできる限りの事をしてきたつもりです。今後も引き続き限られた予算の中ではありますが、その中で学校の実情に応じて追加配当等の柔軟な対応を行っていきたくと考えています。昨年度に比べると、追加配当の実績も増えてき

ているという事もあって、案内文につきましても工夫をして周知をしているつもりですが、さらに工夫をした通知をしまして、要望がありましたら対応できるようにしていきたいと思います。また、児童生徒数が300人以下の学校につきましても、今年度は申請があり、対応させていただいております。今後も引き続き要望があったところには、対応していきたいと思います。配当基準の引き下げについては、やはり限られた予算のなかで、なかなか難しい問題もありますが、引き続き検討していきたいと思います。また、今回新しくご要望いただきました、内科検診につきましても、そのような対応ができるかどうかも含めて、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

(組) 現在、学校現場では教員が本当に不足している状況です。健康診断の文章にもありますが、学校行事である健康診断は教職員全体で行うようにと書かれておりますが、実情、人が足りておりません。内科検診は、特にプライバシーに特段配慮する検診になります。そこに養護教員は、十分に人材を充てなければならないと考えていますが、人員配置に苦慮している現状があります。どうしたらいいかとなりますと、やはり帯同看護師の数を増やすまたは選択できる体制をつくるということしかないと思います。内科検診に帯同看護師が配置できるということは、検診をスムーズに進めていけるというメリットがありますし、教員不足への対応にもなります。そして子供たちや保護者にとっても安心した検診を実施できるという、大きなメリットがあると思っています。ご理解をいただき、ぜひ対応のほどよろしく願いいたします。

(組) それでは、教職員課への発言に移らせていただきます。

(組) 要求文2番「定年後の働き方」について発言させていただきます。

本年度から定年引上げが始まりますが、少数専門職種の定年後の働き方についてのご検討はされていますでしょうか。昨今の教員不足や、養護教員の専門性などから、養護教員のフルタイム勤務者を必要としていることは理解します。しかし、長年にわたり子どもの命を預かっているという重責を精一杯努めあげ、定年引上げに伴い、60歳を超えてもその職務を継続することに、かなりの抵抗を感じている養護教員も少なくありません。そこで、高齢層のスキルのある経験豊かな人材を現場に残すため、養護教員の短時間勤務の運用について要求します。

現在、養護教員が選択できる枠はフルタイムと週31時間のみです。再任用説明文書には、慢性的な人員不足のため「原則フルタイムでの任用を想定している」という文言が明記されています。定年後の働き方を選択する余地がないことで、離職を選ばざるを得ない人がいることをやるせなく思います。

養護教員部の組合員全世代に聞いたアンケートからは9割近い養護教員がフルタイム以外の「短時間」の勤務形態を望んでいます。希望する働き方として、定年前再任用短時間、育児短時間勤務者の補完教員、要請があった時に働く繁忙期の保健業務スタッフ、そして現在制度としてある宿泊行事の際の学校配置救護員、年間に決まった日数を働く初任者指導員などの希望があります。

退職養護教員の活用、活躍の場については、本年度 8 月に出了した「令和 4 年度の文部科学白書」には、「複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、より一層きめ細かな支援を実施できるよう、経験豊富な退職養護教諭等を学校へ派遣し、大規模校や繁忙期等における業務支援や資質能力向上のための研修機会の確保等を行うなど、養護教諭等の支援体制の強化に取り組んでいます。」とあります。ぜひ神戸市でも、退職養護教員に対してこのような活躍の場の検討をお願いいたします。

- (市) 今日お集りの部長・副部長の皆さんをはじめ、養護教員部の皆さま方におかれましては、常日頃から、各学校現場において、児童生徒の健康管理・健康相談・保健教育や、救急処置・子どもたちの心のケア、さらには、環境衛生管理に至るまで、非常に幅広い業務を、使命感と責任感、そして並大抵ではない緊張感をもって、日々奮闘いただいていることに対しまして、改めて感謝申し上げます。

先ほど、定年後の働き方についての要求をいただきました。

養護教員の皆さまには、専門的な立場から、児童・生徒の心身の健康の保持増進のために日々ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

養護教員の定年後の働き方につきましては、令和 3 年度より、再任用短時間勤務の形態を導入し、希望調査を行っています。養護教員については、現在、短時間勤務の方を配置することのできる学校が非常に限られているため、短時間勤務を希望される方が希望通りとならない可能性があることは課題であると認識しております。長年神戸市で経験を積まれた養護教員の方が、定年後に短時間勤務の雇用形態がないために離職を選択せざるをえないということが起こらないよう、短時間勤務の方を配置できるポストについて、今後検討してまいりたいと考えております。

定年後の職員、高齢期の職員が、長年にわたって培った経験や専門性を活かしながら、学校園で継続して勤務をしていただくためにも、多様な働き方ができる環境の整備は課題であると認識しております。国、他都市の動向を注視するとともに、みなさまの声や学校状況をしっかり把握したうえで、引き続き、勤務労働条件の改善に努めてまいりたいと考えております。

- (組) 兵庫県では来年 2024 年度より、短時間を希望とする退職養護教員 2 人を $0.5+0.5=1$ という定数内配置で、学校の実情に応じて登用することが決まりました。配置の形態は、学校の裁量で決めることができるようです。この運用は試験的に行い、順次より良い働き方を模索しながら制度化していくとのことです。神戸市でも、このような今少ないポストを広げていくための柔軟な制度の構築を切に願います。養護教員だけでなく他の職種についても、特に少数職種については短時間の希望もあり、枠が少ないという同じ実情ですので、あわせてお願いいたします。

